

道北勤医協一条通病院 医療安全対策に関する取組事項

1. 医療安全対策に関する基本的な考え方

当院では、医療安全対策を病院全体で取り組み、全職員が「安心安全の医療を提供する」という考えを共通認識として医療を遂行しています。患者さんが安心して治療・療養出来る環境を整え、「エラーに繋がりにくい対策」や「エラーが起きても事故に発展しないシステム」の構築、万一事故が起きた場合に速やかな対応を行うために、以下のような取り組みをおこなっています。

2. 医療安全対策のための組織及び体制に関する基本的事項

- ① 病院における安全対策と患者の安全確保を推進し医療の質の向上を図るために「医療安全管理委員会」を設置し、月1回定例委員会を開催しています。構成員は、医師部門、看護部門、検査部門、薬剤部門、栄養科部門、リハビリ部門、放射線部門、事務部門の責任者により構成されており、医療安全対策について討議・検討・決定をしています。
- ② 【安全管理部門】医療安全に係る取り組みの評価等を行うカンファレンスを週1回開催しています。安全管理部門は安全管理者および必要な職員で構成され安全管理委員会で決定された方針に基づき、組織横断的に院内の安全管理を担っています。
- ③ 医療安全管理部門における医療安全管理の実務を行うものとして「医療安全管理者」を配置しています。医療安全管理者は、安全管理部門の業務に関する企画立案や評価を行ったり、定期的に院内を巡回し医療安全対策の実施状況を把握・分析し、医療安全確保のために必要な業務改善などの具体的な対策を行うなど様々な取り組みをしています。
- ④ 当院は、医療安全対策地域連携加算を取得しており、近隣の病院（旭川厚生病院）と年1回の相互評価を通じて、医療安全対策の向上に取り組んでいます。

3. 医療安全に係る安全管理のための職員研修

安全管理のための基本的な考え方や具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的に、年2回以上、全職員を対象に研修会を開催しています。また、必要に応じて医療機器や医薬品の使用に関わる研修会を行っています。

4. インシデント・アクシデントの報告・対応に関する基本方針

病院として「医療事故を未然に防ぐこと」を目標としていますが、「人間はエラーを犯すものである」ということを前提に、様々な対策を行っています。患者への実害が発生したかどうかにかかわらず、その事象が起きてしまった原因究明のため、全てのインシデント・アクシデントを「医療安全管理部門」に報告し、酷似事象に関する再発防止対策に取り組んでいます。

重大事故発生時には、いかなる場合であっても、第一に患者の救命と被害の拡大防止・安全確保に全力を尽くし、早期対応・原因調査・再発防止に努めます。また、必要に応じて他の医療機関や警察・保健所と速やかに連携し対応します。

5. 安全管理指針の開示・患者相談窓口の設置

患者およびその家族から、安全管理についての問合せがあった場合には「患者や家族とともに安全、安心の医療を目指していく」ことを目標に、安全管理指針を開示します。安全管理指針本文については、当院ホームページにて公表しています。

医療現場に寄せられる医療安全管理に関する患者の不安、不満、苦情などについて迅速に誠実な対応をするために、「患者相談窓口」を設けています。ご相談については、病院 1F 窓口にお申し出ください。

2023年6月

道北勤医協一条通病院